

## 電気用品名と解釈別表第十二の雑音の強さに関する基準との対応表

一般社団法人 日本電気協会  
電気用品調査委員会

第 2.1 版 2025 年 11 月 25 日

## まえがき

電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二については、電気用品名と基準番号との関係を完全に明確にすることはできないが、届出事業者等が基準番号を正しく選択するために、一般的な製品に対する事例があることが望まれている。

この対応表は、このような目的から電気用品名と解釈別表第十二の雑音の強さに関する基準との関係の事例を早見表としてまとめたものである。しかし、事例であることに注意が必要であり、疑義がある場合は、基準本文の適用範囲等を確認して基準を選択しなければならない。

<目次>

- ① 雑音の強さに関する電気用品名・基準番号対応表（特定） .....1
- ② 雑音の強さに関する電気用品名・基準番号対応表（特定外） .....6

<更新履歴>

- ・初版 2024年11月25日 別表第十二 2024年5月31日改正版まで掲載（第118回電気用品調査委員会承認分まで）
- ・第2版 2025年9月18日 別表第十二 2025年8月31日改正版まで掲載（第122回電気用品調査委員会承認分まで）
- ・第2.1版 2025年11月25日 別表第十二 2025年8月31日改正版までを反映（第121回～第122回電気用品調査委員会承認分  
及び第124回電気用品調査委員会の一部承認分）

① 特定電気用品

更新箇所:水色セル

電気用品の区分	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	本文	該当項目	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用される それぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
配線器具	タンブラー式スイッチ	J60669-1	JIS C 8281-1	26.2項	固定配線用
		J61058-1	JIS C 4526-1	25項	機器用
		J61058-1-1	JIS C 4526-1-1	25項	機器用
		J74001	JIS C 8300	24.2項	
	中間スイッチ	J61058-2-1	JIS C 4526-2-1	25項	
		J74001	JIS C 8300	24.2項	
	タイムスイッチ	J60669-2-1	JIS C 8281-2-1	26.2.2項	電子式
		J60669-2-3	JIS C 8281-2-3	26項	固定配線用遅延スイッチ
		J60730-2-7	JIS C 9730-2-7	23項	タイマー及びタイムスイッチ
		J74001	JIS C 8300	24.2項	
	ロータリースイッチ	J60669-1	JIS C 8281-1	26.2項	固定配線用
		J61058-1	JIS C 4526-1	25項	機器用
		J61058-1-1	JIS C 4526-1-1	25項	機器用
		J74001	JIS C 8300	24.2項	
	押しボタンスイッチ	J60669-1	JIS C 8281-1	26.2項	固定配線用
		J61058-1	JIS C 4526-1	25項	機器用
		J61058-1-1	JIS C 4526-1-1	25項	機器用
		J74001	JIS C 8300	24.2項	
	プラスイッチ	J60669-1	JIS C 8281-1	26.2項	固定配線用
		J61058-1	JIS C 4526-1	25項	機器用
		J61058-1-1	JIS C 4526-1-1	25項	機器用
		J74001	JIS C 8300	24.2項	
	ペンダントスイッチ	J61058-2-1	JIS C 4526-2-1	25項	機器用
		J74001	JIS C 8300	24.2項	
	街灯スイッチ	J60669-1	JIS C 8281-1	26.2項	
		J74001	JIS C 8300	24.2項	
	光電式自動点滅器	J60669-2-1	JIS C 8281-2-1	26.2.2項	電子式
		J74001	JIS C 8300	24.2項	
	その他の点滅器	J60669-1	JIS C 8281-1	26.2項	固定配線用
		J60669-2-1	JIS C 8281-2-1	26.2.2項	電子式
		J61058-1	JIS C 4526-1	25項	機器用
		J61058-1-1	JIS C 4526-1-1	25項	機器用
		J61058-2-1	JIS C 4526-2-1	25項	電子式の中間スイッチ及びペンダントスイッチ
		J74001	JIS C 8300	24.2項	
	箱開閉器	J74001	JIS C 8300	24.2項	
	フロートスイッチ	J74001	JIS C 8300	24.2項	
	ミシン用コントローラー	J55014-1	別紙202	—	
		J74001	JIS C 8300	24.2項	

※1. 雑音の強さの要求がない規格が適用される製品の基準欄は「対象外」と記述している。

2. 本質的に雑音の発生原因を持たないことが明確な電気用品は、技術基準省令第十八条雑音の強さの要求を満足していることが自明であるため、本対応表に電気用品名を記載していない。

電気用品の区分	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	本文	該当項目	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
配線器具(続き)	配線用遮断器	J60947-2-1	JIS C 8201-2-1	附屬書J 3項	
		J60898-1	JIS C 8211	附屬書1 8.13A項 附屬書2 8.13A項	
		J74001	JIS C 8300	24.2項	
	漏電遮断器	J60947-2-2	JIS C 8201-2-2	附屬書1 7.3項 附屬書2 7.3.2項	附屬書1 の7.3 は、イミュニティの規定も含んでいる。
		J61008-1	JIS C 8221	附屬書1 8.17項 附屬書2 8.17C項	
		J61009-1	JIS C 8222	附屬書1 8.17項 附屬書2 8.17C項	
		J74001	JIS C 8300	24.2項	
	カットアウト	J74001	JIS C 8300	24.2項	
	差込みプラグ	J60309-1	JIS C 8285	30.2項	工業用
		J60320-1	JIS C 8283-1	29.2項	機器用
		J60320-2-3	JIS C 8283-2-3	29項	屋外機器用プラグコネクタ
		対象外	—	—	家庭用、電気安全に関する基準としてJ60884-1を適用するもの
		対象外	—	—	ヒューズ付き、電気安全に関する基準としてJ60884-2-1を適用するもの
		J74001	JIS C 8300	24.2項	
		J60309-1	JIS C 8285	30.2項	工業用
配線器具(続き)	コンセント	対象外	—	—	家庭用、電気安全に関する基準としてJ60884-1を適用するもの
		対象外	—	—	機器用、電気安全に関する基準としてJ60884-2-2を適用するもの
		対象外	—	—	スイッチ付きコンセント(インターロックなし)、電気安全に関する基準としてJ60884-2-3を適用するもの
		対象外	—	—	スイッチ付きコンセント(インターロックあり)、電気安全に関する基準としてJ60884-2-6を適用するもの
		対象外	—	—	引っかけ型、電気安全に関する基準としてJ60884-2-J1を適用するもの
		J74001	JIS C 8300	24.2項	
	マルチタップ	対象外	—	—	電気安全に関する基準としてJ60884-1を適用するもの
		対象外	—	—	電気安全に関する基準としてJ60884-2-5を適用するもの
		対象外	—	—	引っかけ型、電気安全に関する基準としてJ60884-2-J1を適用するもの
		J74001	JIS C 8300	24.2項	
配線器具(続き)	コードコネクターボディ	J60309-1	JIS C 8285	30.2項	工業用
		J60320-1	JIS C 8283-1	29.2項	機器用
		J60320-2-3	JIS C 8283-2-3	29項	屋外機器用
		対象外	—	—	家庭用、電気安全に関する基準としてJ60884-1を適用するもの
		対象外	—	—	引っかけ型、電気安全に関する基準としてJ60884-2-J1を適用するもの
		J74001	JIS C 8300	24.2項	
	アイロンプラグ	J60320-2-J1	JIS C 8283-2-101	29項	電子回路をもたないもの
		J74001	JIS C 8300	24.2項	
		J60309-1	JIS C 8285	30.2項	工業用。電子回路をもたないもの。
器具用差込みプラグ	器具用差込みプラグ	J60320-1	JIS C 8283-1	29.2項	機器用。電子回路をもたないもの。
		J60320-2-1	JIS C 8283-2-1	29項	ミシン用。電子回路をもたないもの。
		J60320-2-3	JIS C 8283-2-3	29項	屋外機器用。電子回路をもたないもの。
		J60320-2-J1	JIS C 8283-2-101	29項	マグネットプラグ。電子回路をもたないもの。
		J74001	JIS C 8300	24.2項	

※1. 雜音の強さの要求がない規格が適用される製品の基準欄は「対象外」と記述している。

2. 本質的に雑音の発生原因を持たないことが明確な電気用品は、技術基準省令第十八条雑音の強さの要求を満足していることが自明であるため、本対応表に電気用品名を記載していない。

電気用品の区分	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	本文	該当項目	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
アダプター	対象外	—	—	ねじ込み、電気安全に関する基準としてJ60238を適用するもの	
	対象外	—	—	差込み、電気安全に関する基準としてJ60884-2-5を適用するもの	
	J74001	JIS C 8300	24.2項	差込み／ねじ込み	
	対象外	—	—	電気安全に関する基準としてJ61242を適用するもの	
	J74001	JIS C 8300	24.2項		
	延長コードセット	J74001	JIS C 8300	24.2項	
	J55032	<a href="#">CISPRJ 32</a>	—	マルチメディア機器用	
	J60320-2-4	JIS C 8283-2-4	29項	機器用	
	対象外	—	—	電子回路をもたないもの、電気安全に関する基準としてJ60884-1を適用するもの	
	対象外	—	—	電気安全に関する基準としてJ60884-2-5を適用するもの	
その他の差込み接続器	対象外	—	—	引っかけ型、電気安全に関する基準としてJ60884-2-J1を適用するもの	
	J74001	JIS C 8300	24.2項		
	対象外	—	—	電気安全に関する基準としてJ60238を適用するもの	
	J74001	JIS C 8300	24.2項		
	セパラブルプラグボディ	対象外	—	電気安全に関する基準としてJ60238を適用するもの	
	J74001	JIS C 8300	24.2項		
	その他のねじ込み接続器	J60998-2-4	JIS C 2814-2-4	20項	
	J74001	JIS C 8300	24.2項		
	蛍光灯用ソケット	対象外	—	電気安全に関する基準としてJ60400を適用するもの	
	J74001	JIS C 8300	24.2項		
配線器具(続き)	蛍光灯用スターターソケット	対象外	—	電気安全に関する基準としてJ60400を適用するもの	
	J74001	JIS C 8300	24.2項		
	分岐ソケット	対象外	—	電気安全に関する基準としてJ60238を適用するもの	
	J74001	JIS C 8300	24.2項		
	キーレスソケット	対象外	—	電気安全に関する基準としてJ60238を適用するもの	
	J74001	JIS C 8300	24.2項		
	防水ソケット	対象外	—	電気安全に関する基準としてJ60238を適用するもの	
	J74001	JIS C 8300	24.2項		
	キーソケット	対象外	—	電気安全に関する基準としてJ60238を適用するもの	
	J74001	JIS C 8300	24.2項		
その他のソケット	ブルソケット	対象外	—	電気安全に関する基準としてJ60238を適用するもの	
	J74001	JIS C 8300	24.2項		
	ボタンソケット	対象外	—	電気安全に関する基準としてJ60238を適用するもの	
	J74001	JIS C 8300	24.2項		
	対象外	—	—	Sタイプ以外、電気安全に関する基準としてJ60838-1を適用するもの	
	対象外	—	—	Sタイプのみ、電気安全に関する基準としてJ60838-2-1を適用するもの	
	対象外	—	—	差し込みランプソケット、電気安全に関する基準としてJ61184を適用するもの	
	J74001	JIS C 8300	24.2項		
	ねじ込みローゼット	J74001	JIS C 8300	24.2項	
	引掛けローゼット	J74001	JIS C 8300	24.2項	
	その他のローゼット	J74001	JIS C 8300	24.2項	

※1. 雑音の強さの要求がない規格が適用される製品の基準欄は「対象外」と記述している。

2. 本質的に雑音の発生原因を持たないことが明確な電気用品は、技術基準省令第十八条雑音の強さの要求を満足していることが自明であるため、本対応表に電気用品名を記載していない。

電気用品の区分	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	本文	該当項目	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
配線器具(続き)	ジョイントボックス	J60670-22	JIS C 8462-2	21項	
		J60998-2-1	JIS C 2814-2-1	20項	
		J60998-2-2	JIS C 2814-2-2	20項	
		J60998-2-3	JIS C 2814-2-3	20項	
		J74001	JIS C 8300	24.2項	
小形単相変圧器及び 放電灯用安定器	おもちゃ用変圧器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	その他の家庭機器用変圧器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電子応用機械器具用変圧器	J55032	<a href="#">CISPRJ 32</a>	—	
	蛍光灯用安定器	J55015	<a href="#">CISPRJ 15</a>	—	
	水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安 定器	J55015	<a href="#">CISPRJ 15</a>	—	
	オゾン発生用安定器	J55015	<a href="#">CISPRJ 15</a>	—	
電熱器具	電気便座	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気温蔵庫	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	水道凍結防止器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	ガラス壊り防止器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	その他の凍結又は凝結防止用電熱器具	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気温水器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電熱式吸入器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	家庭用温熱治療器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気スチームバス	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	スチームバス用電熱器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気サウナバス	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	サウナバス用電熱器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	観賞魚用ヒーター	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	鑑賞植物用ヒーター	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電熱式おもちゃ	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
電動力応用機械器具	電気ポンプ	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気井戸ポンプ	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	冷蔵用のショーケース	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	冷凍用のショーケース	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	アイスクリームフリーザー	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	ディスポーザー	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気マッサージ器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	自動洗浄乾燥式便器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	自動販売機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	「電子レンジ又は電磁誘導加熱機能」を有しないもの (安全基準としてJ62368-1もしくはJ60950-1を適用するものは除く)
		J55014-1及びJ55011	<a href="#">別紙202及び別紙202 の2</a>	—	「電子レンジ又は電磁誘導加熱機能」を有するもの (安全基準としてJ62368-1もしくはJ60950-1を適用するものは除く)
		J55032	<a href="#">CISPRJ 32</a>	—	マルチメディア機器(安全基準としてJ62368-1もしくはJ60950-1を適用するもの)
	浴槽用電気気泡発生器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	観賞魚用電気気泡発生器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	その他の電気気泡発生器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電動式おもちゃ	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	

※1. 雑音の強さの要求がない規格が適用される製品の基準欄は「対象外」と記述している。

2. 本質的に雑音の発生原因を持たないことが明確な電気用品は、技術基準省令第十八条雑音の強さの要求を満足していることが自明であるため、本対応表に電気用品名を記載していない。

電気用品の区分	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	本文	該当項目	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
電動力応用機械器具 (続き)	電気乗物	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	その他の電動力応用遊戯器具	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
電子応用機械器具	高周波脱毛器	J55011	<a href="#">別紙200の2</a>	—	
交流用電気機械器具	磁気治療器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電撃殺虫器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気浴器用電源装置	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
		J55032	<a href="#">CISPRJ 32</a>	—	マルチメディア機器用(安全基準としてJ62368-1、J60065もしくはJ60950-1を適用するもの)
	直流電源装置	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	「マルチメディア機器用、LED用電源装置」以外のもの
		J55015	<a href="#">CISPRJ 15</a>	—	LED用電源装置
携帯発電機	携帯発電機	J8528-13	JIS B 8009-13	附属書B3.3.1	

※1. 雑音の強さの要求がない規格が適用される製品の基準欄は「対象外」と記述している。

2. 本質的に雑音の発生原因を持たないことが明確な電気用品は、技術基準省令第十八条雑音の強さの要求を満足していることが自明であるため、本対応表に電気用品名を記載していない。

② 特定電気用品以外の電気用品

更新箇所:水色セル

電気用品の区分	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	本文	項目	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
配線器具	リモートコントロールレリレー	J60669-2-2 J74001	JIS C 8281-2-2 JIS C 8300	26項 24.2項	
	カットアウトスイッチ	J74001	JIS C 8300	24.2項	
	カバー付ナイフスイッチ	J74001	JIS C 8300	24.2項	
	分電盤ユニットスイッチ	J74001	JIS C 8300	24.2項	
	電磁開閉器	J60947-4-1 J74001	JIS C 8201-4-1 JIS C 8300	8.3.3項 24.2項	箱入りのものであつて、過電流继電機構を有するもの又はヒューズを取り付けるものに限る。
	ライティングダクト	対象外 J61534-1 J74001	— JIS C 8473 JIS C 8300	— 21.2項 24.2項	照明用、電気安全に関する基準としてJ60570を適用するもの 電源用
	ライティングダクト用のカップリング	対象外 J61534-1 J74001	— JIS C 8473 JIS C 8300	— 21.2項 24.2項	照明用、電気安全に関する基準としてJ60570を適用するもの 電源用
	ライティングダクト用のエルボー	対象外 J61534-1 J74001	— JIS C 8473 JIS C 8300	— 21.2項 24.2項	照明用、電気安全に関する基準としてJ60570を適用するもの 電源用
	ライティングダクト用のティ	対象外 J61534-1 J74001	— JIS C 8473 JIS C 8300	— 21.2項 24.2項	照明用、電気安全に関する基準としてJ60570を適用するもの 電源用
	ライティングダクト用のクロス	対象外 J61534-1 J74001	— JIS C 8473 JIS C 8300	— 21.2項 24.2項	照明用、電気安全に関する基準としてJ60570を適用するもの 電源用
	ライティングダクト用のフィードインボックス	対象外 J61534-1 J74001	— JIS C 8473 JIS C 8300	— 21.2項 24.2項	照明用、電気安全に関する基準としてJ60570を適用するもの 電源用
	ライティングダクト用のエンドキャップ	対象外 J61534-1 J74001	— JIS C 8473 JIS C 8300	— 21.2項 24.2項	照明用、電気安全に関する基準としてJ60570を適用するもの 電源用
	ライティングダクト用プラグ	対象外 J61534-1 J74001	— JIS C 8473 JIS C 8300	— 21.2項 24.2項	照明用、電気安全に関する基準としてJ60570を適用するもの 電源用
	ライティングダクト用アダプター	対象外 J61534-1 J74001	— JIS C 8473 JIS C 8300	— 21.2項 24.2項	照明用、電気安全に関する基準としてJ60570を適用するもの 電源用
	その他のライティングダクトの附属品及び ライティングダクト用接続器	対象外 J61534-1 J74001	— JIS C 8473 JIS C 8300	— 21.2項 24.2項	照明用、電気安全に関する基準としてJ60570を適用するもの 電源用

※1. 雑音の強さの要求がない規格が適用される製品の基準欄は「対象外」と記述している。

2. 本質的に雑音の発生原因を持たないことが明確な電気用品は、技術基準省令第十八条雑音の強さの要求を満足していることが自明であるため、本対応表に電気用品名を記載していない。

電気用品の区分	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	本文	項目	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
変圧器・安定器	ベル用変圧器	対象外	—	—	
	表示器用変圧器	対象外	—	—	
	リモートコントロールリレー用変圧器	対象外	—	—	
	ネオン変圧器	J55015	<a href="#">CISPRJ 15</a>	—	
	燃焼器具用変圧器	対象外	—	—	
	電圧調整器	対象外	—	—	
	ナトリウム灯用安定器	J55015	<a href="#">CISPRJ 15</a>	—	
小型交流電動機	殺菌灯用安定器	J55015	<a href="#">CISPRJ 15</a>	—	
	反発始動誘導電動機	J77001	JIS C 4220	10項	
	分相始動誘導電動機	J77001	JIS C 4220	10項	
	コンデンサー始動誘導電動機	J77001	JIS C 4220	10項	
	コンデンサー誘導電動機	J77001	JIS C 4220	10項	
	整流子電動機	J77001	JIS C 4220	10項	
	くま取りコイル誘導電動機	J77001	JIS C 4220	10項	
電熱器具	その他の単相電動機	J77001	JIS C 4220	10項	
	かご形三相誘導電動機	J77001	JIS C 4220	10項	
	電気足温器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気スリッパ	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気ひざ掛け	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気座布団	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気カーペット	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
電気敷布	電気敷布	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気毛布	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気布団	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気あんか	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気いすカバー	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気採暖いす	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気こたつ	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
電気ストーブ	電気ストーブ	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気火鉢	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	その他の採暖用電熱器具	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気トースター	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気火	J55011	<a href="#">別紙200の2</a>	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
	電気天火	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	電磁誘導加熱式以外のもの
	電気魚焼き器	J55011	<a href="#">別紙200の2</a>	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
電気ロースター	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	電磁誘導加熱式以外のもの	
	電気レンジ	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気こんろ	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気ソーセージ焼き器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	ワッフルアイロン	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気たこ焼き器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	

※1. 雑音の強さの要求がない規格が適用される製品の基準欄は「対象外」と記述している。

2. 本質的に雑音の発生原因を持たないことが明確な電気用品は、技術基準省令第十八条雑音の強さの要求を満足していることが自明であるため、本対応表に電気用品名を記載していない。

電気用品の区分	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	本文	項目	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
電熱器具(続き)	電気ホットプレート	J55011 J55014-1	別紙200の2 別紙202	— —	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。 電磁誘導加熱式以外のもの
	電気フライパン	J55014-1	別紙202	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
	電気がま	J55011 J55014-1	別紙200の2 別紙202	— —	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。 電磁誘導加熱式以外のもの
	電気ジャー	J55014-1	別紙202	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
	電気なべ	J55014-1	別紙202	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
	電気フライヤー	J55011 J55014-1	別紙200の2 別紙202	— —	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。 電磁誘導加熱式以外のもの
	電気卵ゆで器	J55014-1	別紙202	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
	電気保温盆	J55014-1	別紙202	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
	電気加温台	J55014-1	別紙202	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
	電気牛乳沸器	J55014-1	別紙202	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
	電気湯沸器	J55014-1	別紙202	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
	電気コーヒー沸器	J55014-1	別紙202	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
	電気茶沸器	J55014-1	別紙202	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
	電気酒かん器	J55014-1	別紙202	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
	電気湯せん器	J55014-1	別紙202	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
	電気蒸し器	J55011 J55014-1	別紙200の2 別紙202	— —	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。 電磁誘導加熱式以外のもの
	電磁誘導加熱式調理器	J55011	別紙200の2	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
	その他の調理用電熱器具	J55014-1	別紙202	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
	ひげそり用湯沸器	J55014-1	別紙202	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
	電気髪ごて	J55014-1	別紙202	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
	ヘアカーラー	J55014-1	別紙202	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
	毛髪加湿器	J55014-1	別紙202	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
	その他の理容用電熱器具	J55014-1	別紙202	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
	電熱ナイフ	J55014-1	別紙202	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
	電気溶解器	J55014-1	別紙202	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
	電気焼成炉	J55014-1	別紙202	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
	電気はんだごて	J55014-1	別紙202	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
	こて加熱器	J55014-1	別紙202	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
	その他の工作用又は工芸用の電熱器具	J55014-1	別紙202	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
	タオル蒸し器	J55014-1	別紙202	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
	電気消毒器(電熱)	J55014-1	別紙202	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
	湿潤器	J55014-1	別紙202	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
	電気湯のし器	J55014-1	別紙202	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
	投込み湯沸器	J55014-1	別紙202	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
	電気瞬間湯沸器	J55014-1	別紙202	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
	現像恒温器	J55014-1	別紙202	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
	電熱ボード	J55014-1	別紙202	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。
	電熱シート	J55014-1	別紙202	—	電磁誘導加熱式のもの。電磁誘導加熱式調理器に対する要求事項を適用する。

※1. 雜音の強さの要求がない規格が適用される製品の基準欄は「対象外」と記述している。

2. 本質的に雑音の発生原因を持たないことが明確な電気用品は、技術基準省令第十八条雑音の強さの要求を満足していることが自明であるため、本対応表に電気用品名を記載していない。

電気用品の区分	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	本文	項目	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
電熱器具(続き)	電熱マット	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気乾燥器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気プレス器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気育苗器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気ふ卵器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気育う器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気アイロン	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気裁縫ごて	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気接着器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気香炉	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気くん蒸殺虫器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気温きゅう器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	ベルトコンベア	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
電動力応用機械器具	電気冷蔵庫	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気冷凍庫	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気製氷機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気冷水機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	空気圧縮機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電動ミシン	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気ろくろ	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気鉛筆削機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電動かくはん機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気はさみ	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気捕虫機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気草刈機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気刈込み機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気芝刈機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電動脱穀機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電動もみすり機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電動わら打機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電動縄ない機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	選卵機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	洗卵機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	園芸用電気耕土機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	昆布加工機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	するめ加工機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	ジューサー	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	ジュースミキサー	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	フードミキサー	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気製めん機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	

※1. 雑音の強さの要求がない規格が適用される製品の基準欄は「対象外」と記述している。

2. 本質的に雑音の発生原因を持たないことが明確な電気用品は、技術基準省令第十八条雑音の強さの要求を満足していることが自明であるため、本対応表に電気用品名を記載していない。

電気用品の区分	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	本文	項目	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
電動力応用機械器具 (続き)	電気もつつき機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	コーヒーひき機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気缶切機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気肉ひき機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気肉切り機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気パン切り機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気かつお節削機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気氷削機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気洗米機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	野菜洗浄機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気食器洗機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	精米機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	ほうじ茶機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	包装機械	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	荷造機械	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気置時計	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気掛時計	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	自動印画定着器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	自動印画水洗機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	ラミネーター	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	謄写機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	マルチメディア機器以外
		J55032	<a href="#">CISPRJ 32</a>	—	マルチメディア機器
	事務用印刷機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	マルチメディア機器以外
		J55032	<a href="#">CISPRJ 32</a>	—	マルチメディア機器
	あて名印刷機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	マルチメディア機器以外
		J55032	<a href="#">CISPRJ 32</a>	—	マルチメディア機器
	タイムレコーダー	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	マルチメディア機器以外
		J55032	<a href="#">CISPRJ 32</a>	—	マルチメディア機器
	タイムスタンプ	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	マルチメディア機器以外
		J55032	<a href="#">CISPRJ 32</a>	—	マルチメディア機器
	電動タイプライター	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	マルチメディア機器以外
		J55032	<a href="#">CISPRJ 32</a>	—	マルチメディア機器
	帳票分類機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	マルチメディア機器以外
		J55032	<a href="#">CISPRJ 32</a>	—	マルチメディア機器
	文書細断機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
		J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	マルチメディア機器以外
	電動裁断機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	マルチメディア機器
		J55032	<a href="#">CISPRJ 32</a>	—	マルチメディア機器
	コレーター	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	マルチメディア機器以外
		J55032	<a href="#">CISPRJ 32</a>	—	マルチメディア機器
	紙とじ機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	マルチメディア機器以外
		J55032	<a href="#">CISPRJ 32</a>	—	マルチメディア機器

※1. 雑音の強さの要求がない規格が適用される製品の基準欄は「対象外」と記述している。

2. 本質的に雑音の発生原因を持たないことが明確な電気用品は、技術基準省令第十八条雑音の強さの要求を満足していることが自明であるため、本対応表に電気用品名を記載していない。

電気用品の区分	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	本文	項目	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用される それぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
電動力応用機械器具 (続き)	穴あけ機	J55014-1 J55032	<a href="#">別紙202</a> <a href="#">CISPRJ 32</a>	— —	マルチメディア機器以外 マルチメディア機器
	番号機	J55014-1 J55032	<a href="#">別紙202</a> <a href="#">CISPRJ 32</a>	— —	マルチメディア機器以外 マルチメディア機器
	チェックライター	J55014-1 J55032	<a href="#">別紙202</a> <a href="#">CISPRJ 32</a>	— —	マルチメディア機器以外 マルチメディア機器
	硬貨計数機	J55014-1 J55032	<a href="#">別紙202</a> <a href="#">CISPRJ 32</a>	— —	マルチメディア機器以外 マルチメディア機器
	紙幣計数機	J55014-1 J55032	<a href="#">別紙202</a> <a href="#">CISPRJ 32</a>	— —	マルチメディア機器以外 マルチメディア機器
	ラベルタグ機械	J55014-1 J55032	<a href="#">別紙202</a> <a href="#">CISPRJ 32</a>	— —	マルチメディア機器以外 マルチメディア機器
	洗濯物仕上機械	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	洗濯物折畳み機械	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	おしほり巻機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	おしほり包装機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	自動販売機	J55014-1 J55032	<a href="#">別紙202</a> <a href="#">CISPRJ 32</a>	— —	マルチメディア機器以外 マルチメディア機器
	両替機	J55014-1 J55032	<a href="#">別紙202</a> <a href="#">CISPRJ 32</a>	— —	マルチメディア機器以外 マルチメディア機器
	理髪いす	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気歯ブラシ	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気ブラシ	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	毛髪乾燥機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気かみそり	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気バリカン	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気つめ磨き機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	その他の埋容用電動力応用機械器具	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	扇風機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	サーチューラーター	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	換気扇	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	送風機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気冷房機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気冷風機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気除湿機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	ファンコイルユニット	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	ファン付コンベクター	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	温風暖房機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気温風機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気加湿機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	

※1. 雑音の強さの要求がない規格が適用される製品の基準欄は「対象外」と記述している。

2. 本質的に雑音の発生原因を持たないことが明確な電気用品は、技術基準省令第十八条雑音の強さの要求を満足していることが自明であるため、本対応表に電気用品名を記載していない。

電気用品の区分	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	本文	項目	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
電動力応用機械器具 (続き)	空気清浄機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気除臭機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気芳香拡散機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気掃除機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気レコードクリーナー	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気黒板ふきクリーナー	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	その他の電気吸じん機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気床磨き機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気靴磨き機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	運動用具又は娯楽用具の洗浄機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気洗濯機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気脱水機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気乾燥機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気楽器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気オルゴール	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	ベル	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	ブザー	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	チャイム	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	サイレン	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気グラインダー	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気ドリル	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気かんな	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気のこぎり	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気スクリュードライバー	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気サンダー	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気ボリッシャー	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気金切り盤	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気ハンドシャー	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気みぞ切り機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気角のみ機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気チューブクリーナー	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気スケーリングマシン	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気タッパー	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気ナットランナー	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気刃物研ぎ機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	その他の電動工具	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気噴水機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気噴霧機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電動式吸入器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	指圧代用器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	

※1. 雑音の強さの要求がない規格が適用される製品の基準欄は「対象外」と記述している。

2. 本質的に雑音の発生原因を持たないことが明確な電気用品は、技術基準省令第十八条雑音の強さの要求を満足していることが自明であるため、本対応表に電気用品名を記載していない。

電気用品の区分	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	本文	項目	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
電動力応用機械器具 (続き)	その他の家庭用電動力応用治療器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気遊戯盤	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	浴槽用電気温水循環浄化器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
光源・光源応用機械器具	写真焼付器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	マイクロフィルムリーダー	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	マルチメディア機器以外
		J55032	<a href="#">CISPRJ 32</a>	—	マルチメディア機器
	スライド映写機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	マルチメディア機器以外
		J55032	<a href="#">CISPRJ 32</a>	—	マルチメディア機器
	オーバーヘッド映写機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	マルチメディア機器以外
		J55032	<a href="#">CISPRJ 32</a>	—	マルチメディア機器
	反射投影機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	マルチメディア機器以外
		J55032	<a href="#">CISPRJ 32</a>	—	マルチメディア機器
	ビューワー	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	エレクトロニックフラッシュ	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	写真引伸機	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	写真引伸機用ランプハウス	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	白熱電球	J55015	<a href="#">CISPRJ 15</a>	—	
	蛍光ランプ	J55015	<a href="#">CISPRJ 15</a>	—	
	エル・イー・ディー・ランプ	J55015	<a href="#">CISPRJ 15</a>	—	
	電気スタンド	J55015	<a href="#">CISPRJ 15</a>	—	
	家庭用つり下げ型蛍光灯器具	J55015	<a href="#">CISPRJ 15</a>	—	
電子応用機械器具	ハンドランプ	J55015	<a href="#">CISPRJ 15</a>	—	
	庭園灯器具	J55015	<a href="#">CISPRJ 15</a>	—	
	装飾用電灯器具	J55015	<a href="#">CISPRJ 15</a>	—	
	その他の白熱電灯器具	J55015	<a href="#">CISPRJ 15</a>	—	
	その他の放電灯器具	J55011	<a href="#">別紙200の2</a>	—	マグネットロンを使用するもの
		J55015	<a href="#">CISPRJ 15</a>	—	マグネットロンを使用しないもの
	エル・イー・ディー・電灯器具	J55015	<a href="#">CISPRJ 15</a>	—	
	広告灯	J55015	<a href="#">CISPRJ 15</a>	—	マルチメディア機器以外
		J55032	<a href="#">CISPRJ 32</a>	—	マルチメディア機器
	検卵器	J55015	<a href="#">CISPRJ 15</a>	—	
	電気消毒器(殺菌灯)	J55015	<a href="#">CISPRJ 15</a>	—	
	家庭用光線治療器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	アーク放電によるもの
		J55015	<a href="#">CISPRJ 15</a>	—	赤外線または紫外線によるもの
	充電式携帯電灯	J55015	<a href="#">CISPRJ 15</a>	—	
	複写機	J55032	<a href="#">CISPRJ 32</a>	—	

※1. 雑音の強さの要求がない規格が適用される製品の基準欄は「対象外」と記述している。

2. 本質的に雑音の発生原因を持たないことが明確な電気用品は、技術基準省令第十八条雑音の強さの要求を満足していることが自明であるため、本対応表に電気用品名を記載していない。

電気用品の区分	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	本文	項目	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
電子応用機械器具 (続き)	インターホン	J55032	<a href="#">CISPRJ 32</a>	—	
	電子楽器	J55032	<a href="#">CISPRJ 32</a>	—	
	ラジオ受信機	J55032	<a href="#">CISPRJ 32</a>	—	
	テープレコーダー	J55032	<a href="#">CISPRJ 32</a>	—	
	レコードプレーヤー	J55032	<a href="#">CISPRJ 32</a>	—	
	ジュークボックス	J55032	<a href="#">CISPRJ 32</a>	—	
	その他の音響機器	J55032	<a href="#">CISPRJ 32</a>	—	
	ビデオテープレコーダー	J55032	<a href="#">CISPRJ 32</a>	—	
	消磁器	J55032	<a href="#">CISPRJ 32</a>	—	
	テレビジョン受信機	J55032	<a href="#">CISPRJ 32</a>	—	
	テレビジョン受信機用ブースター	J55032	<a href="#">CISPRJ 32</a>	—	
	高周波ウエルダー	J55011	<a href="#">別紙200の2</a>	—	
	電子レンジ	J55011	<a href="#">別紙200の2</a>	—	
	超音波ねずみ駆除機	J55011	<a href="#">別紙200の2</a>	—	ISM用指定周波数を利用するもの
		J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	その他のもの
	超音波加湿機	J55011	<a href="#">別紙200の2</a>	—	ISM用指定周波数を利用するもの
		J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	その他のもの
	超音波洗浄機	J55011	<a href="#">別紙200の2</a>	—	ISM用指定周波数を利用するもの
		J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	その他のもの
交流用電気機械器具	電子応用遊戯器具	J55032	<a href="#">CISPRJ 32</a>	—	
	家庭用低周波治療器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	家庭用超音波治療器	J55011	<a href="#">別紙200の2</a>	—	ISM用指定周波数を利用するもの
		J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	その他のもの
	家庭用超短波治療器	J55011	<a href="#">別紙200の2</a>	—	
	電灯付家具	J55015	<a href="#">CISPRJ 15</a>	—	
	コンセント付家具	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	その他の電気機械器具付家具	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
		J55032	<a href="#">CISPRJ 32</a>	—	
	調光器	J60669-2-1	JIS C 8281-2-1	26.2.2項	電気安全に関する基準にJ60669-2-1を適用するもの。
		J74001	JIS C 8300	24.2項	電気安全に関する基準にJ74001を適用するもの。
		J55015	<a href="#">CISPRJ 15</a>	—	その他のもの
	電気ペンシル	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	漏電検知器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	防犯警報器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	マルチメディア機器以外
		J55032	<a href="#">CISPRJ 32</a>	—	マルチメディア機器
	アーク溶接機	J55011	<a href="#">別紙200の2</a>	—	2019年以前に発行されたJ60974シリーズが適用されるもの。
		J60974-10(2019)	JIS C 9300-10(2018)	6.3.2項, 6.3.3項	2020年以降に発行されたJ60974シリーズが適用されるもの。
		J60974-10(2025)	JIS C 9300-10(2024)	6.3.2項, 6.3.3項 6.3.4項, 6.3.5項	2020年以降に発行されたJ60974シリーズが適用されるもの。
	雑音防止器	—	—	—	適用規格なし
	医療用物質生成器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	家庭用電位治療器	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	

※1. 雑音の強さの要求がない規格が適用される製品の基準欄は「対象外」と記述している。

2. 本質的に雑音の発生原因を持たないことが明確な電気用品は、技術基準省令第十八条雑音の強さの要求を満足していることが自明であるため、本対応表に電気用品名を記載していない。

電気用品の区分	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	本文	項目	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
交流用電気機械器具 (続き)	電気冷蔵庫(吸収式)	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
	電気さく用電源装置	J55014-1	<a href="#">別紙202</a>	—	
リチウムイオン蓄電池	リチウムイオン蓄電池	J55032	<a href="#">CISPRJ.32</a>	—	モバイルバッテリー(電気安全に関する基準でJ62368-1を適用した場合、雑音の強さはJ55032を適用する。J62133-2を適用した場合、雑音の強さは非該当。)

※1. 雑音の強さの要求がない規格が適用される製品の基準欄は「対象外」と記述している。

2. 本質的に雑音の発生原因を持たないことが明確な電気用品は、技術基準省令第十八条雑音の強さの要求を満足していることが自明であるため、本対応表に電気用品名を記載していない。